

## 発がん性試験結果の評価について(平成27年度・その2)

労働安全衛生法第57条の5の規定に基づき国が委託実施した発がん性試験の結果について、「平成27年度化学物質のリスク評価検討会」の「有害性評価小検討会」において、メタクリル酸=2, 3-エポキシプロピルのラット・マウスを用いた吸入による発がん性試験結果の検討を行ったところ、評価結果は次のとおりである。

- 平成27年6月23日開催の第3回有害性評価小検討会において評価を行った。
- メタクリル酸=2, 3-エポキシプロピルは、ラットの雌雄及びマウスの雌雄に対して発がん性が認められると評価された。一方、マウスの雌に対する発がん性は認められないと評価された。
- また、メタクリル酸=2, 3-エポキシプロピルの遺伝毒性については、様々な試験が実施され、その結果が全て陽性であったため、変異原性を示す遺伝毒性物質であるとされた。
- 以上の結果、メタクリル酸=2, 3-エポキシプロピルについては、発がん性が認められたこと、遺伝毒性があるとされる試験結果が出ていることから、健康障害を防止するための指針(がん原性指針)の対象とすべきとされた。